

知事指示事項

令和3年4月19日

- 1 今回発出の「緊急警戒宣言」の内容は、県民や事業者の皆様の生活に大きく影響することから、早急かつ確実に県民・事業者の皆様に対し周知すること。また、対策を講じる際には市町をはじめ関係機関と緊密に連携して取り組むこと。
- 2 県内で重症患者が急増していることから、重症患者の受入について、各医療機関に対し引き続き体制整備について依頼を行うこと。
また、医療機関の負担軽減を図るため、新たな宿泊療養施設を確保するとともに、宿泊療養施設へ直接入所を可能とするなど、さらなる活用を推進すること。
さらに、医療機関との継続的な調整により、段階的に病床を追加すること。
- 3 県内においても、感染力が強く、重症化しやすいと指摘されている変異株の感染者が増加している。引き続き変異株スクリーニング検査を行い、陽性者が確認された時は、迅速に感染拡大防止に努めるとともに、県民の不安を解消するよう速やかに情報提供を行うこと。
また、接触機会等の感染経路の特定に至るまでであっても、感染者が発生した集団等との関連性が疑われる他の集団等に対して、早期に戦略的かつ機動的に検査できるよう体制を強化すること。
- 4 外国人住民の方々に対しては、言語の問題や文化の違いなどから行政が発信した情報が届かないということのないように、多言語での注意喚起など、様々なツールを用いて周知を行うこと。
また、感染者発生時には通訳派遣なども含め迅速に対応し、感染者の不安解消及び感染拡大防止に努めること
- 5 県内でも感染者が増加し、クラスターも多数発生している。飲食の場に限らず、人が集まる施設はどこでも感染拡大の恐れがあることから、各部局においては改めて、所管する団体に対し、業種別ガイドラインの遵守や、感染防止対策の徹底について改めて周知すること。
- 6 県独自の接触確認システムである「安心みえるLINE」は、不特定の来客があるような店舗では特に効果を発揮するものであることから、各部局においては、所管する団体に対し「安心みえるLINE」の積極的な活用をお願いすること。
- 7 ワクチンについて、県民の皆様が安心して接種できるよう、引き続き、県内各地域の病院、医師会、関係団体、市町等と緊密に連携し、円滑な接種に向けた体制整備を進めるとともに、情報提供に努めること。
- 8 感染された方やその家族、医療従事者などが、不当な差別や偏見、いじめを受けることは決してあってはならない。引き続きあらゆる機会を活用し、呼びかけるとともに相談対応に取り組むこと。また、シトラスリボンプロジェクトの趣旨に多くの県民の皆様賛同いただき、取組の輪が広がるよう啓発に努めること。